

現在国民健康保険運営協議会で平成 26 年度以降の国民健康保険税についてお諮りしているところですよ。

また、国民健康保険の歳出で最も大きいのは保険給付費で、平成 24 年度では約 67 億円であり、全体の 7 割近くを占めています。歳出を減らす取り組みとして、今後は医療費適正化についても、取り組んでまいりたいと思います。

③市は財政が厳しいと市民施策を削減しながら地方交付税ともいわれる臨時財政対策債を活用していません。国保財政を安定させることも含め対策債を有効に活用して下さい。

＊政策部 財政課

臨時財政対策債の借入については、現在検討中です。ご指摘のとおり臨時財政対策債は、その償還費用に地方交付税が措置されることになっていることから、実質的な地方交付税の代替財源であると言われてしています。

とはいえ、臨時財政対策債が地方債であることに変わりはありません。借入することにより、その分地方債残高は増額となります。また、地方交付税の制度上、償還費用の全額が措置されるとは限りません。

従いまして、現在及び将来の財政負担とならないよう、慎重に検討する必要があります。

④ 2013 年度までの 10 年間の年度ごと国保滞納者数及び差し押さえ件数、現実に保険証が手元に届いてなかった人（今年度は、いない人）が何人いるか教えてください。また、改善のための具体的手立てをどのようにしているか教えてください。

＊福祉保健部 保険課

2009 年度から 2013 年度までの年ごとの国保滞納者数及び差し押さえ件数

【表は納税課のデータ】

年度	滞納者数	差し押さえ件数
2009(平成21)年度	3361	297
2010(平成22)年度	3525	253
2011(平成23)年度	3536	312
2012(平成24)年度	3155	393
2013(平成25)年度	2839	124

※滞納者数……各年度5月31日における滞納者の数

※差し押さえ件数……参加差し押えを含む。2013年度は平成25年10月10日現在の件数。

なお、短期証の件数につきましては平成 25 年 10 月に更新をむかえ、窓口交付対象者が 678 世帯（内高校生以下で交付済み 81 世帯）のうち市役所に保険証を受領に来られていない世帯は現在 373 世帯です。

10月10日現在

具体的対策といたしましては、文書等で納税相談をおねがいしております。また、短期保険証は、納税相談を経て必ず交付しております。国保税率を上げないためには納税意識を高めていただく必要性があることに、重ねてご理解をくださるようお願いいたします。

⑤過去10年間の国庫補助の内訳（項目別）と補助額の一覧をお知らせください。

＊福祉保健部 保険課

別紙1をご参照ください。

⑥国保への国庫補助は、昭和33年の国保新法で再出発の際には保険給付費の5割でした。それが、1985年に38%に削減され、以後も削減され続けています。もし削減されなかった場合の国庫補助のお金を過去10年間、概算でいいですから数字を教えてください。

＊福祉保健部 保険課

別紙1をご参照ください。

⑦過去10年間の一般会計からの繰入金と一人当たりの割合を三多摩26市との比較で示してください。

＊福祉保健部 保険課

別紙1をご参照ください。

⑧歳入超過（黒字）になった場合、多くの自治体ではその金額を積立金等にして将来に備えると聞きます。国分寺市では何故、一般会計に戻しているのか教えてください。また、過去10年間の国保財政の決算結果で歳入超過が何回、金額がいくらあったのか教えてください。それを次年度以降の赤字補てんに活用した場合の結果を試算して示してください。

＊福祉保健部 保険課

過去10年間で歳入超過があった年度は4回あり、合計金額は894,641,297円になります。この歳入超過合計額を700,827,293円の累積赤字の補てんに充てた場合、193,814,004円の残額があることとなります。ただし、平成15年度と平成16年度の2年間で足すと、過去10年間の歳入超過と歳出超過の合計は-135,018,688円になり、結果歳出超過となります。

なお、一般会計からの繰入金は、国民健康保険特別会計への赤字の補てんのためであり、歳入超過になった際は、補てんがなかったということになりますので、国分寺市は一般会計へ戻す形で、繰出しを行っております。

黒字は一般会計に
赤字は一般会計から補てん

国保の黒字合計 894,641,297
に 赤字 700,827,293

921,147,900

年度	歳入	歳出	その他繰入	歳入－歳出
15	7,577,603,846	7,884,609,630	1,305,165,831	-307,005,784
16	7,768,825,138	7,790,652,046	1,061,981,000	-21,826,908
17	7,823,284,601	7,471,488,410	770,005,587	351,796,191
18	8,870,722,921	8,450,071,472	736,003,734	420,651,449
19	9,775,221,754	9,755,392,609	825,780,426	19,829,145
20	9,536,475,112	9,434,110,600	722,287,476	102,364,512
21	9,448,003,700	9,554,522,115	1,008,572,105	-106,518,415
22	9,132,247,952	9,469,179,835	1,120,460,000	-336,931,883
23	9,740,917,479	10,223,151,306	1,012,675,000	-482,233,827
24	10,017,069,808	10,717,897,101	823,260,845	-700,827,293

歳入超過額の合計 894,641,297

補てんした場合 193,814,004

歳入超過のあった回数 4回

過去10年間歳入超過額と歳出超過額の合計 -135,018,688

⑨後期高齢者医療保険の2008年度から本年度までの年度ごと保険料滞納者数及び差し押さえ件数、現実に保険証が手元に届いてなかった人（今年度はいない人）が何人いるか教えてください。また、改善のための具体的手立てを教えてください。

*福祉保健部 保険課

年度別 後期高齢者医療保険料 滞納者数

20年度 平成20年度5月末現在	21年度 平成22年5月末現在	22年度 平成23年5月末現在	23年度 平成24年5月末現在	24年度 平成25年5月末現在
114	132	154	130	87

年度別 後期高齢者医療保険料 差押件数

20年度 平成20年度5月末現在	21年度 平成22年5月末現在	22年度 平成23年5月末現在	23年度 平成24年5月末現在	24年度 平成25年5月末現在
0	0	0	0	0

後期高齢者医療被保険者証 未到達数

年次証交付	0件
75歳年齢到達証交付	1件

31. 福祉分野について、以下のとおり要望します。

①地域から孤立死につながる状況をなくし、安心して暮らせる総合的な見守りシステムを作ってください。立川市の例など他市の取り組みを積極的に学んでください。なお、立川市の資料を添付しました。どのように考えていますか。

＊福祉保健部 福祉計画課

国分寺市で実施している見守り事業については、①高齢者を熱中症から守る事業②支え合いネットワーク③ふれあい訪問収集④配食サービス⑤緊急通報システム⑥福祉電話・緊急電話などがあります。ご要望の総合的な見守りシステムについては、立川市の事例を参考に研究してまいりたいと考えます。

32. 介護保険について、下記のとおり要望します。

①介護保険料を値上げしないでください。

＊福祉保健部 介護保険課

高齢者人口・要介護認定者の伸びにともなう介護サービス費用の増加により、介護保険制度を支える介護保険料の上昇は避けられない状況です。市は、介護給付費準備基金の取り崩し、また、東京都から交付される財政安定化基金を活用することで、介護保険料上昇を可能な限り抑制しています。

②2012年度までの10年間の年度ごと介護保険料滞納者数及び差し押さえ件数、現実に保険証が手元に届いてなかった人（今年度は、いない人）が何人いるか教えて下さい。また、改善のための具体的手立てをどのようにしているか教えてください。

＊福祉保健部 介護保険課

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
滞納者数	368	345	362
差し押件数	0	0	0

※介護保険料収納率向上策

- ①督促状・催告書の発行
- ②電話催告の実施
- ③訪問徴収の実施

④休日納付窓口の開設

⑤給付制限の警告（市報・督促状等同封文への記載）

③要介護認定被保険者の介護度別推移（過去10年間）は、どうなっているか教えてください。

＊福祉保健部 介護保険課

認定者の総数が増え、特に要支援1・要支援2・要介護1という比較的軽度の認定者が増えています。

要介護度			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
要支援1	514	571	638
要支援2	313	315	391
要介護1	886	992	1,056
要介護2	650	638	700
要介護3	434	431	476
要介護4	431	452	460
要介護5	436	462	444
合計	3,664	3,861	4,165

④介護度別の利用率の推移（過去10年間）は、どうなっているか教えてください。

＊福祉保健部 介護保険課

軽度の方の利用率が低く、重度の方の利用率が高い傾向にあり、平均利用率が50%弱で推移しています。

要介護度(%)	平成22年度	平成23年度	平成24年度
要支援1	59.3	42.6	43.7
要支援2	44.8	37.9	36.9
要介護1	33.1	37.4	37.3
要介護2	45.9	49.3	49.5
要介護3	51.5	51.1	51.9
要介護4	56.5	55.9	58.5
要介護5	63.8	60.1	61.5
平均(%)	47.4	47.6	47.9

⑤介護認定されているにも係わらず利用しない被保険者の介護度別人数（過去１０年間）を教えてください。

＊福祉保健部 介護保険課

未利用の方は、入院等の理由によるものです。

要介護度(人)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
要支援 1	240	228	235
要支援 2	97	96	97
要介護 1	170	174	199
要介護 2	42	52	50
要介護 3	8	22	42
要介護 4	32	12	10
要介護 5	67	61	78
計	640	645	711
利用割合(%)	82.6	83.5	82.0

※ 各年 4 月利用分

⑥政府の社会保障制度改革国民会議や社会保障審議会等で、要支援１・２を介護保険給付の対象から除外し、ボランティアでの対応などいわれています。国分寺市では何人くらいは必ずされますか。また、市はボランティアでやっていける見通しをもっていますか。

＊福祉保健部 介護保険課

平成 24 年末の要支援 1・2 の認定者数は 1,029 人。なお、対応については厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会を注視していき財源を含めて検討いたします。

⑦特養ホームから「軽度者」しめだし等も検討されていますが、その場合の影響と具体的な対策を教えてください。

＊福祉保健部 福祉計画課

対策については、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会を注視していき検討いたします。

⑧市民の所得が減る中、介護保険の利用料が高く充分利用できない状況があります。利用料 3 % の負担軽減策を復活してください。

＊福祉保健部 介護保険課

介護保険制度創設に伴い、低所得の方に対する制度移行に伴う利用者負担の激変緩和を目的として「訪問介護等利用者負担額減額事業」を実施しました。

制度移行から時間も経過したことから、平成 18 年度に上記事業を廃止し、新たに同年 7

月より「社会福祉法人及び介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減事業」を実施しています。

また、「訪問介護等利用者負担額減額事業」は、制度移行に伴う利用者負担の激変緩和が目的であったことをご理解くださるようお願いいたします。

⑨紙オムツを必要な人には、すべての人に支給してください。特に認知症等についてはケアマネージャーの判断を重視し、積極的な対策を求めます。昨年の懇談では財源に問題があるものの検討している旨の回答でした。検討結果を教えてください。

＊福祉保健部 高齢者相談室

当事業は高齢者在宅支援として従来は要介護3以上であっても65歳以上の者に限定していましたが、平成25年10月から2号被保険者（40歳以上）に拡大しました。また、実際の支給袋数（上限月5袋）にかかわらず1月500円の自己負担をお願いしてきましたが、平成25年10月から支給袋数の上限をなくし、9,000円までは1割負担（ただし、10月から来年3月までは経過措置で11,000円）、同額以上は全額自己負担でお願いする方式に変更しました。要介護3以上を対象としているのは、介護保険の認定基準において、おおむね常時おむつ使用である要介護度が要介護3であるためです。

今後も、地域包括支援センター、居宅介護事業者と連携を図りながら、また介護保険課と相互協力を行いながら当事業の周知を行ってまいります。

33. 高齢者の安否確認と緊急システムの拡充について以下のとおり要望します。

＊年金者組合などが要望した上記内容の陳情は、2011年3月市議会で採択されました。高齢者の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、日常的な安否の確認と病気や怪我で緊急を要する時に安心して暮らせる制度が必要です。

①安否確認の制度については、最近、市役所から電話で安否確認をする制度が試行されていると聞いています。私たち陳情者に何の連絡もなく、一方的に実施されることは不正常です。この制度についての今までの市が取り組んできた経緯と実施される内容、今後の見通しを明らかにしてください。

＊福祉保健部 福祉計画課

平成25年度元気確認電話等共同システム試行について、この事業については超高齢化社会の到来に伴い、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加し、孤立死、孤独死対策の必要性が問われております。また、ひとり暮らし高齢者見守りについては、行政にとっても緊急に取り組むべき課題であります。このような課題解決のため、試行的に元気確認電話等共同システムを実施することにより、さまざまなデータ収集及び分析による研究を行いたいと考えました。現時点では、まだ試行については準備段階のため、実施に至っておりません。

②緊急通報システムについては、現在市でも実施していますが、適用の要件が厳しく高齢者の願いとはかけ離れ、名ばかりのものと思われます。安否確認も緊急通報システムもいずれの制度についても、高齢者が毎日を安心して暮らせるために、本制度を希望する65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯すべてに適用される制度となるよう要望します。

＊福祉保健部 高齢者相談室

当事業の対象者は、予算面や民間事業との住み分けなどがあり、現に緊急性の高い「常時注意を要する状態にあるもの」としています。緊急通報システムの案内については、各種機会を捉え、民間事業も含めてわかりやすく周知を図っていきます。また、緊急時対応としては緊急通報システムのほかにも緊急電話助成事業もありますので、利用者からの相談内容を確認の上対応させていただきたいと考えます。

34. 国保税の値上げはしないでください。

＊福祉保健部 保険課

国民健康保険税の改定は、国分寺市国民健康保険運営協議会（法定設置）にその是非を諮り、その後市議会で国分寺市国民健康保険条例の改正を審議いただくことになります。

現在国民健康保険運営協議会で平成26年度以降の国民健康保険税についてお諮りしているところです。

35. 高齢者の居場所＝入浴事業を復活して下さい。

＊福祉保健部 高齢者相談室

入浴事業につきましては、平成23年度の入浴事業を含む生きがい事業全体の見直しにおいて廃止することとし、そして市民の皆様が広く各地域で参加できるよう、新たな生きがい事業「地域生きがい交流事業」を平成24年5月からスタートいたしました。入浴事業の廃止は、衛生面の管理と管理費用に課題があったこと、地域性や公平性に欠ける点があったことから、高齢者相互の交流については入浴事業以外でも図れること廃止としており、入浴事業を再開する考えは持っておりません。地域生きがい交流事業は、地域での出会いや繋がりを持って参加できる機会とするため、生きがいセンターにて実施しておりますので、ぜひ、ご利用いただきたいと思います。また、生きがいセンターの大広間（地域生きがい交流事業・軽体操・パドル体操その他イベント実施時を除く。）、囲碁・将棋室やスカイウェル（ヘルストロン）、ロビーフロアは、これまでどおり、交流のためのオープンスペースとなっておりますので、ぜひ、ご利用いただきたいと思います。

残された要望：道路、平和等

*さる4月、東京都が施工者となる3・4・6号線の立体交差事業の認可がおりました。工事の期間が2019（平成31）年度末までと定められています。井澤邦夫市長は、就任後初めての所信表明で「東京都とともに計画通りの完成をめざす」とのべられました。誰もが現在の危険な踏切と道路の改善を望んでいます。しかし、住民に不便と不自由を強い、犯罪上も問題の多い立体交差の計画は、住民の合意を得ていません。周辺住民のみならずから「やはり平面交差がいい」「車道だけ立体、歩道は今の踏切を改善して平面に」あるいは「今の計画どおりの立体交差にするなら、せめて踏切を歩道専用に残してほしい」といった意見が多く寄せられています。2011年2月に東京都と国分寺市が交わした「覚書」によれば、市は「地元との合意形成」を図る役割と責任を負っています。加えて、井澤市長は所信表明で市民との「対話」の大切さを強調し、「情報公開」と市民との「情報の共有」の推進を約束されました。そこで私たちは、市に次の諸点を求めます。

36. 住民合意をなにより尊重し、それを事業の前提にして住民との対話を活発にしてください。

*都市建設部 建設課

本事業につきましては、定められた手続に則り事業を進めており、必要な事業用地についても99%の用地買収という形で地権者の方々に事業協力をいただいております。また、関連予算も市議会でも承認されてまいりました。これは、事業全体として一定の住民合意を得られた結果と考えます。今後とも地元の皆様のご協力を賜り事業推進に努めたいと考えておりますので、貴会のご理解・ご協力をお願いいたします。

37. 事業に関する情報を確実に市民に公開するとともに、東京都に対し、住民の意見や要望をきちんと伝えてください。

*都市建設部 建設課

東京都に対しては、これまで市議会及び住民説明会等に関する情報提供を通じてご意見・ご要望については伝えております。今後とも本事業に関する地元のご意見・ご要望については伝えていきたいと考えております。

38. 立体交差の計画を絶対化せず、住民の意思にもとづいて事業の大胆な見直しを東京都に求める柔軟性をもってください。

*都市建設部 建設課

本事業は都市計画道路事業として、用地買収等を進めてまいりました。また、道路法第31条で「当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない

い。」と規定されており、立体交差とすることが原則になっておりますので、貴会のご理解・ご協力をお願いいたします。

39. やむをえず立体交差になってしまう場合、現在の市道を歩道専用として残すよう力をつくしてください。

＊都市建設部 建設課

安全性を最優先とし、関係機関と十分に協議しながら、方向性を検討してまいりたいと考えております。

＊3・2・8号線につて、東京都の建設局によれば、将来交通量が、平成42年度国分寺市部分で19,000台という見通しを出しています。驚くほどの減少です。このことについてどのようにお考えですか。道路建設で防災上の効果もあるでしょうが、3・2・8号線全線開通は何時になるのでしょうか。その途中大震災が起きたらどうするのでしょうか。今、現在のどうろ、府中街道も含めたネットワークをしっかりと整備しておく必要があると思います。

40. 引き続きアクスの市長意見を東京都に要請して下さい。

＊環境部 環境計画課

市は、本事業について東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき平成16年12月21日付で「特例環境配慮書」、平成22年3月12日付で「環境影響評価調査計画書」及び平成23年11月24日付で「環境影響評価書案」に対する市長名での意見を東京都知事に提出してきました。

引き続き、関係法令の基準を満たすことはもとより、より一層の沿道環境への配慮に努めるよう東京都へ求めてまいります。

41. PM2.5が知られるようになりましたが、五小ところに（できる交差点付近）自排局の設置を要請して下さい。

＊環境部 環境計画課

粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質（PM2.5）は、様々な健康影響が懸念されています。このため、平成21年9月に、国は、大気中のPM2.5濃度の環境基準を設定しました。

そこで東京都において、平成22年度からの3か年で、PM2.5自動測定機を全測定局（都内78局）に設置し、都内の大気環境中のPM2.5濃度の常時監視を行っています。

国分寺市周辺では、小金井市本町及び小平市小川町に自動測定機を設置しています。

5小交差点付近への測定局の設置は、公害のない安心して暮らせるまちをつくるため、東京都へ求めてまいります。

42. 3・2・8号線の五小の前に、排ガス及び騒音対策のシェルターを設置するよう要請して下さい。

＊環境部 環境計画課

市では、市内の主要幹線道路における沿道大気調査（二酸化窒素、微小粒子状物質等 5 項目）、騒音・振動及び交通量調査を行っています。これらの調査は今後も継続的に実施していきます。

排ガス及び騒音対策のシェルター設置は、より良い生活環境を確保し、健康で安全な暮らしを守るため東京都へ求めてまいります。

43. 50本余りの生活道路が止まります。数多くの横断歩道を確保して下さい。高齢者、交通弱者がゆっくり渡れる信号時間を設定して下さい。（3・2・8号線）

＊都市建設部 都市計画課

＊都市建設部 道路管理課

国3・2・8号線と交差する市道については、基本的には接続して通行機能が確保されるものと考えており、今後も、事業者である東京都と市道交差部の具体的な形状等について協議を行ってまいります。

横断歩道の設置及び信号時間のご要望につきましては、東京都及び交通管理者など関係部署と相談してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

44. 道路で地下にもぐる立体交差はやめて下さい。

＊豪雨が多発している近年ではいたる所で地下の浸水被害が起きています。

＊都市建設部 都市計画課

道路と鉄道の交差については道路法第31条で「当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。」と規定されております。また、立体交差の方式は都市計画決定されております。

なお、安全対策等についてのご意見・ご要望については東京都へ伝えていきたいと考えておりますので、貴会のご理解・ご協力をお願いいたします。

45. 市内の歩道はでこぼこで、車いすやベビーカーではとても通行しにくい場所があります。整備して下さい。

＊都市建設部 道路管理課

市内の歩道で補修が必要な箇所については、道路パトロールで発見した際や、市民からの要望をいただいた際に、道路管理課で個別に対応しています。

46. 非核都市宣言30周年記念行事を市民参加で充実させて下さい。

＊政策部 総合情報課

非核都市宣言30周年記念行事は、多くの市民の方々の意見やアイデアいただく機会を設け、充実した事業にしていきたいと思います。

47. 被爆者への援護を充実させてください。

＊福祉保健部 生活福祉課

「国分寺市原子爆弾被爆者の見舞金支給に関する規則」に基づき、被爆者健康手帳を有する方へ見舞金を支給しています。また、「国分寺市原爆被爆者の会 国分会補助金交付要綱」に基づく、被爆者及びその家族で組織する団体への補助金については、補助金審査会の審査を踏まえて適切に交付しています。

48. 小中学校で「原爆と人間」展を開催し、被爆者の話を直接子ども達に聞かせることをして下さい。

＊教育委員会 学校指導課

小中学生に対して平和学習を行うことは大切であり、各学校によって様々な取り組みが行われています。教育委員会では、各学校から平和学習の取組みについて相談があった場合には被爆者の方の話を聞く活動について紹介したりしています。

平和学習は児童生徒の発達段階に応じて内容を検討する必要があると考えており、小中学校で「原爆と人間」展を開催する予定はありません。

49. 国分寺市非核平和都市宣言にもありますように、上空侵犯に対して毅然たる態度をとってください。

＊政策部 総合情報課

平和首長会議の会員として、非核平和都市宣言をふまえ、国分寺市の上空に核兵器の通過が確認された場合には、毅然とした態度をとってまいります。

50. 放射能汚染対策をさらに充実させて下さい。

＊放射能線量の測定個所を広げるとともに、空間だけでなく、土壌も測定してください。また、除染を市の管理するところだけではなく、民間の所でも必要な所は除染を行って下さい。雨水浸透枳は数値が高くなっています。除染した土も自分で処理しなければならず、どのように処理してよいのかわかりません。雨水浸透枍は市の政策として行ったものです。市が責任もって行って下さい。

＊環境部 環境計画課

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、市では平成23年8月に「国分寺市危機管理基本方針」を策定しました。その基本方針で「原子力発電事故による放射能

対策」を新たな脅威に対する危機管理課題項目に位置づけ、放射線や放射性物質の測定及び情報提供などに取り組んでいます。

放射性物質の影響は長期化することが避けられないため、これまでの放射能対策の取り組みや課題を踏まえ、今後の対応策を定めた「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」を平成 24 年 5 月に策定しました。

現在市では、保育施設 20 か所、学童保育所、児童館 13 か所、公園 8 か所、清掃センター、親水施設 4 か所、給食食材及び地場野菜の放射能等の測定を行っています。今後も必要に応じ、放射能等の測定を行ってまいります。

また、市では、環境省の市町村における除染を主に対象とした「除染関係ガイドライン」(平成 23 年 12 月)の「基本的な考え方」を参考に、対策を実施する基準と線量低減に向けた除染の手順を示した、「国分寺市における除染のガイドライン」を策定しました。現在市は、放射能対策に関する基本的な対応方針により民有地の放射能等の測定及び除染は行っていないですが、国や市の除染に関するガイドラインにより対応をお願いしているところです。

51. 原発に頼らない自然エネルギーへの転換を行ってください。

＊環境部 環境計画課

市の施設では第 4 小学校、さわやかプラザもとまちに太陽光パネルが設置されています。また、平成 25 年度にひかり保育園に設置される予定です。今後予定されている市の施設の新設及び改修の際は、太陽光発電等の自然エネルギーの利用を検討してまいります。

平成 25 年 7 月 1 日から、自ら居住する自己所有の住宅に太陽光発電機器等を設置する方に対し、設置費用の一部助成を開始しました。

52. ゴみの有料化を中止して下さい。

＊環境部 ごみ対策課

家庭ごみの有料化は、ごみの減量と資源化を図るために本年 6 月から導入しています。

有料化の対象は「もやせるごみ」と「もやせないごみ」の 2 種類です。有料の「ごみ」と無料の「資源物」を分別していただくことで、ごみの減量と資源化を推進することができるという考え方です。

有料化は、①最終処分場の延命化を図る、②ごみ処理過程で発生する二酸化炭素を削減する、③老朽化した市焼却施設の延命利用を図ることを目的に実施しています。

実施することにより、①ごみの減量化・資源化の推進、②ごみの排出量に応じた負担の公平化、③有料化収入を充当した環境施策の充実、④環境負荷の軽減を図るという 4 つの効果が期待できます。

市は、有料の市指定収集袋になるべくごみを入れなくて済むよう剪定枝の戸別収集など継続し、また生ごみのたい肥化など既存の施策を拡充させ、粗大ごみに該当しない使用済み小型電子機器や金物類の拠点回収など新規の減量施策に取り組んでいます。また、生活

保護受給者等の扶助対象には手数料の免除対象の項目を定めています。

今後もごみの排出量に応じた負担の公平化を図るとともに、扶助対象者への支援に配慮しながら家庭ごみの有料化を進めてまいります。

53. 国分寺駅北口の高層ビルはやめて下さい。

＊都市開発部 国分寺駅周辺整備課

国分寺駅北口再開発には、昭和 40 年の駅前広場の都市計画決定に遡る 40 数年に亘る長い歴史があります。長年に亘って事業が進まず、何度にもわたって計画を見直し、平成 22 年には市民の皆様から意見を募集し、また説明会も開催して意見をいただき、基本的な事業計画の方向性が現状のように定まっています。

再開発ビルの整備費は、国庫補助、都補助、市補助、第三者に保留床を売却することによって得られる処分金の四つの収入によって賄いますが、ビル整備費の大半を賄う保留床処分金の確保のため、ビルを高層化し、処分性の高い住宅を設けることで、事業の成立性を確保しております。経済状況および社会状況から判断して、この案でなければ進めることができないと考えており、権利者の意向も踏まえて進めている事業でもありますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

54. 公共調達条例の周知徹底と適用拡大を広げてください。

＊総務部 総務課

国分寺市公共調達条例は、平成24年 6 月28日に公布し、同年12月 1 日に施行しました。周知につきましては、市報、ホームページ等で行っております。

なお、本条例の附則では施行後 3 年を目途に、その必要性に応じて見直しを行う旨規定しておりますので、運用していく中で研究していきたいと考えます。

55. 防災対策を強化して下さい。

＊総務部 くらしの安全課

国分寺市では平成 25 年 2 月に東日本大震災を踏まえた「国分寺市地域防災計画」の修正作業を完了しています。また、平成 25 年 7 月には地域防災計画を補完する職員の行動マニュアル修正や事業継続計画の策定を行いました。現在、これらの計画やマニュアルに基づき、以下のとおり防災対策の強化に努めています。

- ①応急給水資機材等の災害備蓄品や備蓄食料の購入を進めています。
- ②東京都水道局と連携し、スタンドパイプを活用した消火栓からの応急給水体制の強化を図っています。
- ③大災害には様々な団体との連携が必要になることから、これまで以上に N P O や民間事業者等と平時から話し合いを重ね、災害協定の締結につなげていく予定です。

- ④地域の防災拠点となる各市立小中学校等は、災害時に行政と学校、地域住民との連携により運営されることが望ましいことから、いくつかの学校では定期的に会合を重ねており、今後はさらに多くの学校で事業を展開する予定です。
- ⑤災害時における地域防災のかなめとなる消防団員の確保に努めるとともに、消防団詰所の耐震化を進めています。
- ⑥初期消火体制を強化するため、消火活動困難区域に対する消火器の増設を進めます。
- ⑦市民防災力を強化するため、防災まちづくり推進地区の立ち上げを積極的に進めます。
- ⑧市民の防災リーダーを育てるため、昭和53年から実施している「市民防災まちづくり学校」は、より実践的なカリキュラムで実施します。

56. 住宅リフォーム助成制度を新設して下さい。

＊市民生活部 経済課

住宅リフォーム助成制度に代わるものとして、住宅改修資金融資あっせん事業を実施しています。この事業は、住宅の増・改築、修繕等に要する費用400万円を限度に工事額の80%以内の額の融資をあっせんするもので、年3%相当額を上限として当該融資額に対する利子補給をしています。今後も本事業のPRにより利用の促進を図ってまいります。

57. 公園や公民館など公共施設を点検し、老朽化、破損などで改修が必要なところ、危険個所については改修を行って下さい。その際、市内建設業者、建設労働者に仕事がまわるよう配慮して下さい。

＊総務部 総務課

＊都市建設部 緑と水と公園課

＊教育委員会 公民館

公園や公民館においては、専門業者による点検を施設内外について定期的に実施しています。今後も従来と同様に必要箇所の改修をおこないます。この点検結果及び職員による点検や清掃委託業者、市民からの連絡により、老朽化など、利用者の安全や利用に支障が生じる、あるいは生じる恐れのある施設や遊具に対しては、適時改修・修繕をおこなっています。

改修を行うに当たっては、当該改修に係る工事等級、規模、予定価格等にもよるところではありますが、その規模等に応じ参加要件を市内業者とする等、基本的には市内事業者の受注機会の確保について配慮しております。また、発注の分割化についても、引き続き工事担当課で取り組み、受注機会の確保を図ります。

58. 国分寺市小規模受注希望登録者への工事発注を促進して下さい。

＊総務部 総務課

国分寺市小規模工事受注希望登録者名簿制度は、2年度ごとの名簿登録を行っており、最新のものは、平成25・26年度の登録名簿となっています。平成23年度4月以降は、名簿の登録の申込みを随時受け付ける制度となっており、より参入しやすい環境の確保を図っております。

市では、各所管課における50万未満の工事及び修繕について、原則としてこの名簿登録者へ発注するように周知しております。より多くの発注実績につながるよう、引続き周知徹底に努めます。

59. 市民に対する住宅相談体制を充実させ、「住宅改修等業者あっせん事業」の宣伝を強化して下さい。

＊市民生活部 経済課

＊都市建設部 都市計画課

＊政策部 総合情報課

従前より、住宅の増・改築、修繕等で施工業者の心当たりがない方に、市内事業者支援の立場から建設業団体（国分寺建築組合、東京土建一般労働組合小金井国分寺支部、国分寺市住宅総合センター、東京都中小建築業協会多摩中央支部）を紹介しています。今後もお問い合わせに対しては、周知を図っていきます。

このほかに、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者を対象として、これまで月1回程度、市役所などの会場で耐震相談会を開催してきましたが、より手軽に利用いただけるよう、平成25年度より、市長が認定した地域の耐震診断士を自宅に派遣し、耐震診断や耐震改修に関してアドバイスを行う「無料訪問耐震相談」を開始しました。

また、分譲マンションについては、平成25年度より特別相談として、一般社団法人首都圏マンション管理士会によるマンション管理相談を開始し、市報でもお知らせしております。また、同会によるマンション管理セミナー及び無料相談会の開催についても、引き続き市報にて案内してまいります。

60. 国分寺市在住のアスベスト被害者を把握し、国分寺市独自の施策で被害者支援を行って下さい。北口開発の解体工事などでアスベストが飛散する可能性があります。十分な飛散防止対策をして下さい。また、アスベスト飛散防止条例を制定して下さい。

＊環境部 環境計画課

＊都市開発部 国分寺駅周辺整備課

法によるアスベストの規制については、「建築基準法」においては、アスベストによる健康被害を防止するため、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付ロックウール等飛散のおそれのものの使用等を制限しています。「大気汚染防止法」は、アスベストを使用している建築物（オフィスビル、集合住宅等）、工作物（工事のプラント等）について、解体等の作

業時における都道府県知事への事前届出、飛散防止対策の実施を義務づけています。「廃棄物処理法」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では、アスベスト廃棄物は法で定める基準に従い、適正に処理をする必要があります。また、今後発生するであろうアスベスト廃棄物について、熔融などの高度処理による無害化処理をするため、個々の事業について国が認定を行い、処理を行うことを可能とする特例制度を設けています。平成 18 年 10 月 1 日には石綿の飛散防止等による健康又は生活環境に係る被害を防止するため、上記法律について改正を行うことが盛り込まれた、「石綿による健康等に係る被害の防止のため大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が施行されました。

東京都においては、環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）で、建築工事を行うものに対し、当該建築工事に伴って発生する騒音、振動、粉じん又は汚水の防止につき最大限に努力すべき責務を規定するとともに、石綿含有材料を使用する建築物等の解体などを行う工事施工業者が遵守すべき事項及び石綿含有建築解体工事の内容が技術的基準に適合するものであるか否かを審査するため、あらかじめ知事に届けること等を定めています。

石綿含有建材を使用した建築物等の解体・改修時におけるアスベストの飛散防止対策については、事前調査、作業計画の策定及び届出、工事開始前の措置、作業中の措置、作業後の措置等、アスベストによる大気汚染を防止するため、国の法律や東京都の条例で厳しく規制、制限されていますので、現在のところ市でアスベスト飛散防止条例を制定することは予定していませんが、今後もアスベスト廃棄物の状況に留意していきたいと思います。

また、アスベストによる被害者支援は条例同様国分寺市独自では予定していませんが、アスベストが原因で病気になった場合の補償・救済制度については、現在、労災給付金及び特別遺族給付金は労働基準監督署、救済給付は、（独）環境再生保全機構で受けることができます。

北口開発の解体工事については、平成 25 年 8 月上旬より再開発事業区域内の既存建物の解体・除去工事を行っております。アスベストが含まれている可能性がある建材については、撤去に際し、湿潤させ手作業にて除去を行い、処分は石綿含有廃棄物として取扱うなど飛散防止措置を徹底し作業を進めています。

国保・高齢者関係
30 医療保険について

別紙1

⑤ 過去10年の国庫補助内訳(国保)

	2012(24)	2011(23)	2010(22)	2009(21)	2008(20)	2007(19)	2006(18)	2005(17)	2004(16)	2003(15)
国庫支出金	2,124,246,584	2,272,611,402	2,278,641,817	2,079,752,587	1,889,548,783	2,057,506,027	1,884,518,819	1,994,154,844	2,223,496,159	2,316,179,038
国庫負担金	2,058,369,584	2,178,584,570	2,180,194,653	2,051,849,841	1,877,247,783	1,951,511,302	1,809,987,819	1,916,861,644	2,146,387,262	2,262,608,477
医療給付費等負担金	1,991,916,198	2,114,351,459	2,130,618,890	2,000,800,475	1,819,199,784	1,917,787,253	1,778,158,271	1,877,502,760	2,146,387,262	2,262,608,477
高齢医療費共同事業負担金	53,380,386	61,674,111	35,998,963	40,066,368	49,089,019	33,724,049	31,831,548	39,358,894		
特定健康診査等負担金	13,073,000	12,539,000	13,579,000	10,983,000	8,959,000					
国庫補助金	65,877,000	94,046,832	98,447,164	27,902,748	92,301,000	105,994,725	74,531,000	77,293,000	77,108,897	53,572,581
財政国庫交付金	64,711,000	90,978,000	90,213,000	18,370,000	88,869,000	98,687,000	74,531,000	77,293,000	37,996,000	19,743,000
出産育児一時金補助金		1,030,000	2,340,000	680,000						
災害臨時特例補助金	316,000	1,047,000								
介護従事者処遇改善臨時特例交付金			4,845,034	7,685,546						
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	850,000	990,832	1,049,130	1,197,200	23,432,000					
後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金						7,307,725				
共同事業補助金									38,476,897	33,829,561
特別対策費補助金									2,636,000	

6. 仮に国保への国庫補助の削減がなされなかった場合の、国庫補助額(概算)

	2012(24)	2011(23)	2010(22)	2009(21)	2008(20)	2007(19)	2006(18)	2005(17)	2004(16)	2003(15)
(参考)医療給付費等負担金	1,991,916,198	2,114,351,459	2,130,618,890	2,000,800,475	1,819,199,784	1,917,787,253	1,778,158,271	1,877,502,760	2,146,387,262	2,262,608,477
34%→50%(5割)で計算	2,929,288,528	3,109,340,381	3,133,282,779	2,942,353,840	2,676,293,771	2,820,275,372	2,614,935,693	2,761,033,471	3,158,451,856	3,327,382,488

7. 過去10年の一般会計からの繰入額と、一人当たりの割合(国保)

	2012(24)	2011(23)	2010(22)	2009(21)	2008(20)	2007(19)	2006(18)	2005(17)	2004(16)	2003(15)
一般会計繰入金	1,113,989,000	1,218,007,025	1,327,288,282	1,143,280,000	850,000,000	1,410,275,000	912,678,000	937,556,000	1,222,599,000	1,441,015,000
保険基金安定繰入金	254,174,891	178,247,225	174,348,282	102,381,895	96,875,524	141,199,000	143,274,268	138,950,413	132,018,000	105,049,119
出産育児一時金繰入金	36,553,464	29,084,800	32,462,000	32,348,000	30,837,000	33,893,000	33,400,000	28,800,000	28,600,000	30,800,000
その他繰入金	823,260,645	1,010,675,000	1,120,460,000	1,008,572,105	722,287,476	1,235,243,000	736,003,734	770,005,587	1,061,961,000	1,305,165,881
被保険者人数(平成24年3月31日時点)	29,094	29,281	29,859	29,661	29,832	38,307	38,619	38,575	38,250	37,810
退職	689	615	538	444	513	6,078	6,373	5,970	5,330	4,926
老健以外	28,405	28,666	29,321	29,217	29,319	23,671	23,806	23,821	23,811	23,377
老健						6,558	8,440	8,784	9,109	9,507
一般会計からの繰入金一人当たりの割合(その他繰入金を被保険者で割る)	28,287	34,565	37,769	34,003	24,212	32,246	19,058	19,981	27,754	34,519

平成24年度につきましては厚生委員会でご提出した下記資料がございますが他の年度につきましては提供できる三多摩26市との比較表はございません。

多摩26市 他保険者の平成24年度決算における繰入金と標準財政規模の比率の比較

単位:円

市 名	年度平均被保険者数	法定内繰入金					その他繰入金 ①			繰入金全体			標準財政規模 ②	その他繰入金と標準財政規模との比率 (①/②)
		保険基金	施設整備	定額負担	出産一時金	出生育児一時金	財政支出	繰入金b	一人当たりの繰入金	ラッパ	計 a+b	一人当たりの繰入金		
八王子市	163,017	877,393,000	227,781,875	735,533,768	187,066,255	0	64,172,051,102	39,365円	5	8,444,980,000	51,804円	7	103,319,158,000	6.21%
立 川 市	50,903	333,518,310	86,500,805	45,896,864	62,902,522	0	1,770,181,399	34,776円	15	2,299,000,000	45,164円	14	37,565,125,000	4.71%
武蔵野市	35,433	185,560,560	69,884,837	0	43,159,742	0	1,182,037,234	33,360円	17	1,483,642,173	41,872円	19	37,549,335,000	3.15%
三 鷹 市	47,669	259,894,350	83,131,043	153,000,000	56,726,666	39,027,911	1,709,000,000	35,851円	12	2,299,779,970	48,245円	13	35,195,549,000	4.86%
青梅市	40,750	231,792,030	60,309,340	233,244,490	43,668,704	0	860,000,000	21,104円	25	1,429,014,564	35,068円	24	26,023,807,000	3.30%
府 中 市	65,628	358,868,592	104,850,896	267,843,135	90,068,614	73,797,000	2,645,703,000	40,314円	4	3,531,131,237	53,805円	4	48,550,593,000	5.45%
昭 島 市	33,391	219,873,740	53,842,052	149,141,000	50,313,000	0	1,266,830,000	37,939円	9	1,739,999,792	52,110円	6	20,731,976,000	6.11%
調 布 市	58,680	326,334,000	101,592,000	233,796,000	74,267,000	47,995,000	2,397,691,000	40,874円	3	3,181,675,000	54,239円	3	42,330,226,000	5.66%
町 田 市	119,103	710,501,380	186,130,228	490,886,811	146,203,691	0	3,421,833,890	28,730円	20	4,955,556,000	41,607円	20	74,480,612,000	4.59%
小金井市	28,143	176,554,510	45,042,346	151,776,510	39,893,333	0	989,000,000	35,142円	13	1,402,266,699	49,826円	11	20,726,369,000	4.77%
小 平 市	48,557	307,815,340	87,349,772	151,560,353	59,733,333	44,692,005	1,848,849,197	38,076円	7	2,500,000,000	51,486円	9	33,033,480,000	5.60%
日 野 市	46,247	258,455,670	76,372,750	0	48,010,000	57,395,828	1,190,099,172	25,734円	23	1,630,333,420	35,253円	23	32,446,407,000	3.67%
東村山市	43,322	306,621,040	69,777,533	105,920,043	50,900,000	34,719,000	1,307,932,384	30,191円	19	1,875,170,000	43,284円	16	27,358,716,000	4.78%
国分寺市	29,427	207,860,200	46,314,491	0	36,553,464	0	823,260,845	27,976円	21	1,113,989,000	37,856円	22	22,740,977,000	3.62%
国立市	20,424	73,276,800	28,488,745	89,530,892	21,114,848	0	777,354,260	38,061円	8	989,765,545	48,461円	12	15,132,771,000	5.14%
西東京市	53,509	353,979,880	87,347,567	232,312,000	64,032,379	0	2,016,809,000	37,687円	10	2,754,280,626	51,473円	10	11,626,750,000	17.34%
福 生 市	19,722	123,399,680	31,489,748	0	41,720,000	0	902,246,000	45,748円	2	1,098,855,428	55,717円	2	14,243,509,000	6.33%
狛江市	21,836	141,385,230	43,503,121	0	34,841,111	24,013,106	607,450,432	27,819円	22	850,993,000	38,972円	21	15,754,545,000	3.86%
東大和市	25,431	132,911,640	36,814,132	148,461,000	42,000,000	0	971,954,000	38,219円	6	1,332,140,772	52,383円	5	14,649,372,000	6.63%
清瀬市	21,960	168,811,500	34,469,027	91,059,000	21,560,000	20,104,000	800,000,000	36,430円	11	1,136,003,527	51,731円	8	21,368,997,000	3.74%
東久留米市	34,695	253,826,300	61,267,199	170,522,456	42,318,324	31,398,000	480,000,000	13,835円	26	1,039,332,279	29,956円	26	13,541,815,000	3.54%
武蔵村山市	24,815	124,618,580	35,062,351	0	56,000,000	0	839,364,000	33,825円	16	1,055,044,931	42,516円	17	28,485,865,000	2.95%
多 摩 市	42,347	249,522,760	63,866,569	223,853,276	38,343,571	0	1,281,525,892	30,262円	18	1,857,112,068	43,855円	15	16,618,179,000	7.71%
稲 城 市	21,303	101,068,270	32,002,471	0	26,526,000	0	743,075,000	34,881円	14	902,671,741	42,373円	18	11,216,436,000	6.62%
羽 村 市	16,879	93,338,740	24,625,185	81,264,000	31,867,000	0	829,013,000	49,115円	1	1,060,107,925	62,806円	1	16,061,832,000	5.16%
あきる野市	25,690	127,440,820	36,688,003	49,427,000	36,888,000	0	560,000,000	21,409円	24	800,421,823	31,157円	25	38,882,309,000	1.41%
全市平均								33,720円			45,885円			5.27%